平成２２年（フ）第８５２号
熊本県上益城郡山都町猿渡4412番地
債務者　渡邊　敏晴
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　信輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９６号
岡山市南区藤田426番地12
債務者　橋本　雄一
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯生　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１６号
熊本市帯山５丁目２番６―103号
債務者　石村　孝二
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福西　武夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２０３号
北海道岩見沢市日の出南３丁目８番９号
債務者　大塚　寿之
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　開本　英幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第３７６号
千葉県成田市西三里塚１―1448　レジデンス三里塚１―201、住民票上の住所富山市寺島872番地１
債務者　長濵　　進
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金川　治人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９３０号
千葉県八千代市萱田2217番地１、前住所静岡市駿河区大谷3467番地の13
債務者　津川　和夫
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生　絵美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５３号
佐賀県鳥栖市曽根崎町992番地５
債務者　井上みすず
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　芳樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１８３０号
埼玉県川口市芝中田２丁目37番３号　第３芝中田荘105、旧住所埼玉県川口市大字新堀371番地
債務者　宮本　　栄
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１０号
さいたま市浦和区岸町４丁目９番14号　アルス浦和Ａ―002、旧住所さいたま市浦和区本太２丁目２番18号109
債務者　佐藤　孔一
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９２０号
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲5013番地59　太平電業株式会社菖蒲寮、旧住所茨城県神栖市柳川中央２丁目９番地５
債務者　江口　　剛
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５９号
埼玉県南埼玉郡宮代町川端２丁目８番19号、旧住所埼玉県蓮田市緑町３丁目５番10号　エルディム吉澤101号
債務者　三浦　潤子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２２号
さいたま市西区大字二ツ宮67番地21
債務者　田中千賀子（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２８号
さいたま市見沼区島町396番地９　マンションシュウメイ106号
債務者　岩井　幸元
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１３２号
さいたま市北区別所町15番地21
債務者　狩野　明子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６４号
埼玉県川口市芝中田２丁目37番３号　第三芝中田荘205号
債務者　高原　武史
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２６５号
佐賀県杵島郡江北町大字山口3975番地
債務者　谷口　和美
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２８号
北海道上川郡下川町旭町208番地
債務者　森　　直樹
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
旭川地方裁判所名寄支部